

各 位

会 社 名 ブルーイノベーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 最高執行役員 熊田 貴之
 (コード：5597、東証グロース市場)
問合せ先 取締役 執行役員 経営管理本部長 井手 雄一郎
 (TEL. 03 - 6801 - 8740)

**第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
第 11 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

2025 年 9 月 26 日及び 2025 年 10 月 6 日開催の当社取締役会において決議いたしました、シンプ
レクス・キャピタル・インベストメント株式会社が無限責任組合員を務めるシンプレクス・キャピ
タル・PIPEs 投資事業有限責任組合 1 号（以下「SCI 投資事業有限責任組合」といいます。）に対す
る第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」とい
い、そのうち社債のみを「本社債」といいます。）及び第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」
といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）に関し、本日払込手続きが完了いたし
ましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当の詳細につきましては、2025 年 9 月 26 日付当社プレスリリース「資本業務
提携契約の締結並びに第三者割当による新株式、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第
11 回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び 2025 年 10 月 6 日付当社プレスリリース「第三者割
当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 11 回新株予約権の発行条件等の決定に
関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権付社債発行の概要

(1)	払 込 期 日	2025 年 10 月 23 日
(2)	新株予約権の総数	40 個
(3)	各社債及び新株予 約 権 の 発 行 価 額	社債：金 12,500,000 円 （各社債の額面金額 100 円につき金 100 円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しませ ん。
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	202,265 株（新株予約権 1 個につき 5,056 株） 本新株予約権付社債の全部が、下記「（6）転換価額」に記載 される当初転換価額で転換されたと仮定した場合の潜在株式 数です。 本新株予約権付社債については、転換価額の修正は行われず、 したがって上限転換価額及び下限転換価額はありません。
(5)	調 達 資 金 の 額	500,000,000 円
(6)	転 換 価 額	1 株当たり 2,472 円
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8)	割 当 先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合 1 号
(9)	利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない 償還期日：2030 年 10 月 23 日
(10)	償 還 価 額	額面 100 円につき 100 円

(11) その他	当社は、SCI 投資事業有限責任組合との間で、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当契約において、SCI 投資事業有限責任組合は、払込期日から 180 日間は、当社の事前の同意なく本新株予約権付社債の転換を請求しないものとする旨が定められております。また、本第三者割当契約において、新株式発行等に関するロククアップに係る条項が定められております。
----------	---

2. 本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2025 年 10 月 23 日
(2) 発行新株予約権数	2,100 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 1,853 円
(4) 当該発行による潜在株式数	210,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 調達資金の額	523,011,300 円（注）
(6) 行 使 価 額	2,472 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割 当 先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合 1 号
(9) そ の 他	本第三者割当契約において、SCI 投資事業有限責任組合は、払込期日から 180 日間は、当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しないものとする旨、及び、SCI 投資事業有限責任組合は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本第三者割当契約に従い、本新株予約権を取得する旨が定められております。 具体的には、当社が発行する株式について、①本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)①に定義する組織再編行為が当社の株主総会で承認された場合において、本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)①に定義する承継会社等の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合、②本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)②に定義する公開買付けがなされた場合、③本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)③に定義する上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合若しくは東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合、④本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)④に定義する支配権変動事由が生じた場合、⑤本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)⑤に定義するスクイーズアウト事由が生じた場合、又は⑥本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)⑥に定義する財務制限条項抵触事由が生じた場合であって、第 6 条第 4 項に規定する改善計画が同項に従い提出されず、若しくは財務制限条項抵触事由が生じた日を含む事業年度の翌事業年度において財務制限条項抵触事由が解消しなかった場合をいいます。

（注）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上